

(医)大和会 西毛病院介護医療院 入所利用約款

西毛病院介護医療院（以下「当施設」という。）と、

_____様（以下「利用者」という。）とは、次の条項により、

利用約款を締結します。

(約款の目的)

第1条 この約款は、介護保険法令及び西毛病院介護医療院運営規定（以下「運営規定」という。）の定めるところにより、当施設は介護医療院サービス（以下、「施設サービス」という。）を提供し、利用者、利用者の身元を引き受ける者（以下、「身元引受人」という。）及び利用を連帯保証する者（以下、「連帯保証人」という。）はその施設サービスに対する利用料等の支払いを約することについて定めることを目的とします。なお、身元引受人とは、利用者の身元に関する一切の責任を引き受けるとともに、利用者と連帯して当施設に対する利用料等の支払いに関する責務を負う者とし、また、連帯保証人とは利用者及び身元引受人の当施設に対する責任一切に関して連帯してその責任を負う者とし、

2 当施設は、利用者に対して施設サービス計画に基づいた看護・介護及び機能訓練その他必要な診療並びに日常生活上の援助を行い、その人らしい生活を送れるように適切な施設サービスを提供することを目的とします。

(サービス内容の説明と同意)

第2条 当施設は、この約款の締結の前に、施設サービスの利用の申し込みを希望する者及びその身元引受人に対し、重要事項説明書（別紙1）及びサービス内容説明書（別紙2）に基づき説明をし、サービスの開始についてその同意を得なければならないものとします。

(重要事項説明書等)

第3条 運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に資する重要事項は、別紙1の通りです。

2 当施設が利用者に提供する施設サービスの内容は、別紙2の通りです。

(適用期間)

第4条 第3条の同意が得られた場合は、同意書（別紙3）を作成するものとし、その作成の時からこの本約款は有効に成立するものとします。ただし、身元引受人及び連帯保証人に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。利用者及び身元引受人は、身元引受人及び連帯保証人に変更があった場合には、直ちに届出ることとします。

2 前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙4、運営規定の改定が行

われた場合には、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第5条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用の終了の意思を表明することにより、この約款の解除をすることができます。

(当施設からの解除)

第6条 当施設は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとします。

2 ただし、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当施設は利用者に対し、この約款に基づく施設サービスの提供を解除することができるものとします。

一 要介護認定により利用者が自立又は要支援と認定された場合

二 定期的実施される、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する会議において、利用者が退所して居宅で生活できると判断された場合

三 利用者の病状、心身の状態等が悪化し、当施設の提供できる適切な施設サービスを超えると判断された場合

四 利用者、身元引受人及び連帯保証人が次条に規定する利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合

五 その他、利用者が当施設の職員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合

六 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができなくなった場合

(利用料等の支払い)

第7条 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく施設サービスの提供を受けた対価として、運営規定別表第1(「西毛病院介護医療院利用料金表」)に示す利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる料金額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者、身元引受人及び連帯保証人が指定する者に対し、利用者が施設サービスの提供を受けた当該月に係る利用料等の合計額を記載した請求書及び明細書を、その翌月の15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、請求書および明細書の交付月の末日までに、当該合計額を支払うものとします。なお、その支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によることとします。

3 身元引受人(連帯保証人)および連帯保証人は1人あたり金百万円を保証の限度とします。

4 当施設は、前項に定める利用料等の支払いを受けたときは、所定の方法により領収書を交付します。

(施設サービス計画に基づくサービスの提供)

第8条 当施設は、利用者及び身元引受人の希望及び利用者について把握された課題並びに当施設の医師の診療方針に基づき、施設サービスの提供にあたる従業者による協議の上、施設サービス計画の原案を利用者及び身元引受人に説明し、その同意を書面で得なければならないものとします。

2 当施設は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画の写しを利用者又は身元引受人に交付するとともに、同計画に基づいて施設サービスを提供します。

3 当施設は、施設サービス計画等を変更する必要があると認められた場合は、新たに利用者又は身元引受人の同意を得て、施設サービス計画を変更します。ただし、利用者の心身の状態に大きな変化があった場合は、随時施設サービス計画を見直すものとします。

(身体拘束の適正化)

第9条 当施設は、運営規定第16条の規定により、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下単に「身体拘束」という。）を適正化するための対策を検討します。

2 運営規定第16条ただし書の規定により、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、次の手順により行います。

一 当施設の医師は、あらかじめ、利用者及び身元引受人に、やむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況並びに拘束の態様及びその時間等緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。あらかじめ同意を得ることができなかったときは、身体拘束後直ちに、同意を得ます。

二 当施設の医師は、診療録等に利用者の心身の状況、適切と判断される身体拘束の態様及びその時間を記載するものとします。

三 当施設の職員が、当施設の医師の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係る記録に利用者の心身の状況、身体拘束の態様及びその時間その他特記事項を記載するものとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設の医師の医学的判断により、利用者について協力医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設の医師が利用者に対し、施設サービスにおける対応が困難であると認めた場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的医療機関を紹介します。

3 前2項に定めるもののほか、施設サービスの利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、身元引受人又は利用者及び身元引受人が指定する者に緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 施設サービスの提供に伴い事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な措置を講じます。
- 2 当施設の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼します。
- 3 前2項の他、当施設は身元引受人又は利用者及び身元引受人が指定する者及び保険者又は保険者の指定する行政機関に対して速やかに報告します。

(秘密の保持)

- 第12条 当施設は、運営規定第18条の規定により、秘密の保持を行います。
- 2 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人、連帯保証人及び利用者の家族等に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - 二 居宅介護支援事業所等との連携
 - 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - 五 生命・身体の保護のための必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。
- 4 前項の同意は、同意書（別紙3）の作成によるものとします。ただし、当施設は、同意書の同意が全ての情報提供に関する同意とみなしてはならず、利用者、身元引受人、連帯保証人から別段の申し出があった場合、もしくは情報の性質によっては新たに利用者、身元引受人及び連帯保証人から同意を得なければならないものとします。

(要望及び苦情の処理)

- 第13条 当施設は、運営規定第17条の規定により、利用者、身元引受人及び連帯保証人からの要望及び苦情の処理を行います。
- 2 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、施設が提供する施設サービス等に関して要望又は苦情があるときは、支援相談員又は当施設運営規定に定める職員に直接申し出てください。
- 3 前項による申し出のほか、施設内等に設置してある「みなさまの声の箱」に要望及び苦情の内容を投函し、申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 当施設は、運営規定第14条の規定により、施設サービス等の提供により当施設の責めに帰すべき事由によって事故が発生した場合には、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとします。

2 利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合は、利用者、身元引受人及び連帯保証人に対してその損害の賠償を求めることがあります。

(疑義の決定)

第15条 この約款に疑義のあるとき又は定めのない事項については、介護保険法令及び運営規定の趣旨に照らして、当施設が誠意をもって協議するものとします。